

投資信託累積投資約款

十八親和銀行

(約款の趣旨)

第1条 この約款は、お客様（以下「申込者」といいます。）と株式会社十八親和銀行（以下「当行」といいます。）との間の投資信託の累積投資取引に関する取り決めです。当行はこの約款にしたがって、累積投資契約を申込者と締結いたします。

(申込方法)

第2条 申込者は当行所定の申込書に必要事項を記入のうえ、署名捺印し、これを当行に提出することによって契約を申し込むものとし、当行が承諾した場合に限り累積投資契約が成立し、累積投資取引が開始されるものといたします。

2 累積投資契約が締結されたとき、当行はただちに当該投資信託の累積投資口座を設定いたします。

(金銭の払込み)

第3条 申込者は、第2条において累積投資口座を設定した投資信託の買付けにあてるため、随時その代金（以下「払込金」といいます）を払い込むことができます。ただし、第1回目の払込金は、これを当該投資信託の契約の申込時に払い込むものといたします。

2 第1項の払込金は、当該投資信託の投資信託説明書に記載された最低買付単位等の条件を満たした額又は当行が定めた額といたします。

3 同一の投資信託説明書によって買い付けされる選定投資信託の間で、無手数料または定率の手数料による乗換え（以下、「スイッチング」といいます）が可能な場合、スイッチングによる買付の単位等は、当該投資信託説明書の記載によるものといたします。

(買付時期・価額)

第4条 当行は、当該投資信託に係る買付けのお申し込みがあった場合には、当該投資信託の投資信託説明書に記載するところ（記載がない事項については当行所定の方法）により、遅滞なく当該投資信託の買付けを行います。なお、当該投資信託説明書において申込不可とされている日には、買付けのお申し込みができません。

2 前項の買付価額は買付約定日の価額に所定の手数料および消費税を加えた金額といたします。

3 買い付けられた投資信託の所有権ならびにその元本または果実に対する請求権は、当該買付けのあった日から申込者に帰属するものといたします。

(保管)

第5条 振替決済口座は、社振法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設いたします。

2 当行は、申込者が投資信託受益権についての権利を有するものに限り、振替決済口座に記載または記録いたします。

3 社振法に基づく振替決済制度において取り扱う投資信託は、社振法の規定に基づき、証券保管振替機構において、固有有価証券等と顧客有価証券の口座を明確に区分し、申込者の有価証券については、当行の振替口座簿により、申込者の持分を直ちに判別できる状態で管理いたします。

4 当行は、振替決済口座に記載または記録した投資信託につき、口座管理手数料を申し受けることがあります。

(果実等の再投資)

第6条 累積投資取引に係る投資信託の果実は、申込者に代わって当行が受領・お預かりし、その全額から所定の税金を差し引いた後、当該投資信託に係る投資信託説明書の定めに従い、当該銘柄の投資信託の買付けを行います。なお、この場合、買付けの手数料は無料といたします。

2 申込者は前項の買付けの中止を申し出ることができるものといたします。ただし、中止できる投資信託は一部に限定しております。

(受益権の換金)

第7条 当行は、申込者からその換金を請求されたときには、当該投資信託説明書の記載するところにしたがって換金し、お支払いいたします。なお、当該投資信託に係る投資信託説明書において換金不可とされている日には、換金の請求ができません。

2 前項の請求は、当行所定の手続きによってこれを行うものといたします。

(解約)

第8条 累積投資契約は、次の各号のいずれかに該当したときは、解約されるものといたします。

- (1) 申込者から解約の申し出があったとき
- (2) 当行が、累積投資業務を営むことができなくなったとき
- (3) この契約にかかる投資信託が償還されたとき
- (4) 投資信託受益権振替決済口座が解約されたとき
- (5) やむを得ない事由により、当行が解約を申し出たとき

2 累積投資契約が解約されたとき、当行は遅滞なく、保管中の当該投資信託を第7条に準じて当行において申込者に返還いたします。

(申込事項の変更)

第9条 改名、転居および届出印の変更など申込事項に変更があったときは、申込者は所定の手続きにより、遅滞なく当行に届出いただきます。

2 前項のお届けがあったとき、当行は、戸籍抄本、印鑑証明書、その他当行が必要と認める書類等をご提示いただくことがあります。

(その他)

第10条 当行は累積投資契約に基づいてお預かりした金銭に対しては、利子その他いかなる名目によっても対価をお支払いいたしません。

2 当行は、累積投資契約に基づいて買い付けられた投資信託についての申込者に対する報告を取引残高報告書によって行います。

3 当行は、次の各号によって生じた損害については、その責を負いません。

- (1) 届出印の押捺された所定の受領書と引き換えに、累積投資契約に基づく投資信託返還代金の金銭を返還した場合。
- (2) 印影が届出印と相違するためにこの契約に基づく投資信託返還代金の金銭を返還しなかった場合。
- (3) 天災地変その他不可抗力により、この契約に基づく投資信託の買付けもしくは投資信託返還代金の金銭の返還が遅延した場合。

4 累積投資約款は、法令の変更又は監督官庁の指示、その他必要が生じたときに、民法第548条の4の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨及び改定後の規定の内容並びにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネット又はその他相当の方法により周知します。

以上

(2020年10月1日現在)